

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A その1

令和6年3月25日
旭川市福祉保険部指導監査課

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
1	訪問介護	基準	運営規程	R6.4.1からの介護報酬改定について「業務継続計画」は項目として、運営規定に記入しないといけないのか。	訪問介護に係る運営基準において、運営規程に定めるべき事項に業務継続計画は含まれておりません。
2	訪問介護	報酬	口腔連携強化加算	歯科医療機関と相談等の体制を確保することを取り決めた文書等の写しを提出するにあたり、取り決めた文書のフォーマットを提出で宜しいでしょうか。	連携歯科医療機関との連携に当たって連携内容を取り決めた文書について、届出時に提出することは要件となっていません。 事業所において適切に保存の上、必要に応じ提示できる体制としてください。
3	訪問介護	報酬	口腔連携強化加算	本加算を申請後に新たな利用者様が新たな歯科医療機関を利用している場合、再度、本加算の申請が必要でしょうか。	当該加算の算定後に連携歯科医療期間が追加された場合は、新たに届け出る必要はありません。
4	訪問介護	報酬	口腔連携強化加算	当該加算算定に係る情報提供を行う訪問歯科クリニックは、加算届出時に全てのクリニック名の記載が必要でしょうか。	当該加算の算定に当たり届け出る際は、届出書に全ての連携歯科医療機関を記載してください。 なお、届出書の記入欄が不足する場合は、「歯科医療機関との連携状況」のみを追加記載した様式を、別紙添付しても差し支えありません。
5	訪問介護	報酬	口腔連携強化加算	今回申請する歯科医療機関のみ利用している利用者様のみ、本加算を算定することが出来ますでしょうか。	当該加算は、利用者ごとのケアマネジメントの一環として行われるものであることから、サービス担当者会議において実施の決定がされた利用者について、当該加算の算定要件を満たす取組が実施されている場合に算定することができます。
6	訪問介護	報酬	同一建物減算	同一建物減算で現在施設内に事業所があり、算定人数が50人を超えており同一建物減算15%減算を算定しているが、新設された12%の減算も一緒に算定になってしまうのか。 また、総合事業での減算も4月以降50人以上での算定では15%減となるので合ってますでしょうか。	訪問介護事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上である場合は15%の減算が適用され、訪問介護事業所の利用者に占める当該同一建物等の利用者数が90%を超える場合の12%については、利用者が50人以上の場合を除くとされています。 なお、令和6年度前期の同一建物等の利用者数が90%を超える場合の減算については、利用者数の判定期間は令和6年4月から9月、減算期間は11月から令和7年3月までとされています。 また、同一建物減算の判定における利用者数については、当該訪問介護事業所が第1号訪問事業所を一体的に運営している場合は、当該第1号訪問事業所の利用者を含めて計算してください。
7	訪問介護	報酬	報酬単位数	総合事業の単価は今後、見直しの可能性があり得るとなっていますが、今月中での見直しもあるのでしょうか。	旭川市における総合事業の単位数については、国が定める単位数に準じて定めることとしております。 なお、見直しの時期等につきましては未定となっております。